

令和6年台風10号の被害により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風 10 号により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。 災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に は、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域

下表記載の災害救助法が適用された地域

	市町村	
災害救助法	[岐阜県] 大垣市、揖斐郡池田町	
適用市町村	[愛知県] 蒲郡市、豊橋市、豊川市、新城市、田原市	
	[静岡県] 静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、	
	湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町	

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2024年8月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります)、9月および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025 年2月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

- (1)上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。
- (2) 特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以上